

諫早商工会議所ののんご共済「見舞金・祝金・助成金制度」規約

(目的)

第1条 本規約は、「のんご共済」の一部をなす見舞金・祝金・助成金制度（以下、「本制度」という）の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は、「のんご共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「加入者」という）とする。

(運営費)

第3条 本制度に係る運営費は、「のんご共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

(責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は、「のんご共済」の一部をなす定期保険（団体型）（以下、「団体定期保険」という）の責任開始日と同一とする。

(保障期間)

第5条 本制度の保障期間は、団体定期保険の保障期間と同一とする。

(失効)

第6条 団体定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

(給付内容)

第7条 本制度の給付内容は「別表1」に定めるとおりとする。

(給付手続き)

第8条 加入者が見舞金・祝金・助成金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を商工会議所へ提出し請求を行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第9条 本規約の制定および改廃は、正副会頭会議の決議により行う。

(附則)

第10条 本規約は、平成17年11月1日から施行する。
平成19年2月1日改正（PET/CTがん検診助成金新設）
平成30年6月29日改正（別表1 請求権の時効延長 1年→3年）
令和3年11月1日改正（別表1、2 病気入院見舞金・結婚祝金・出産祝金・日商検定祝金・PET/CTがん検診助成金一部改定、継続勤務祝金・人間ドック助成金新設）

以上

別表 1

■ 病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として5日以上継続入院したときに、次の病気入院見舞金を支払います。

但し、1年間（11月1日～10月30日）に1回の支払いを限度とします。

	1口	2口	3口	4口	5口
5日以上19日以内	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円
20日以上	8,000円	16,000円	24,000円	32,000円	40,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

【病気入院見舞金を支払わない場合】

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院

■ 事故通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として5日以上通院したときに、次の事故通院見舞金を支払います。

但し、1年間（11月1日～10月30日）に1回の支払いを限度とします。

	1口	2口	3口	4口	5口
5日以上通院	6,000円	12,000円	18,000円	24,000円	30,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

【事故通院見舞金を支払わない場合】

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は事故通院見舞金を支払いません。

- (1) 通院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき
- (5) 定期保険（団体型）の入院給付金が支払われたとき

■ 結婚祝金

加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、一律10,000円の結婚祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。

なお、加入口数の変更があった場合は、結婚した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

【結婚祝金を支払わない場合】

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は結婚祝金を支払いません。

- (1) 結婚した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 加入後1年未満の結婚の場合
- (3) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (4) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

別表 1

■ 出産祝金

加入者本人及び加入者の配偶者が本制度の保障期間中に出産したとき、一律10,000円の出産祝金を支払います。

多子出産の場合は、人数分の出産祝金を支払います。

【出産祝金を支払わない場合】

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは出産祝金を支払いません。

- (1) 出産した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 加入後1年未満の出産の場合
- (3) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (4) 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 日商検定祝金

加入者が本制度の保障期間中に当所が実施する日商の検定試験で2級以上に加入者が合格したとき、一律10,000円の検定祝金を支払います。

【日商検定祝金を支払わない場合】

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは検定祝金を支払いません。

- (1) 検定合格日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 検定合格日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 継続勤務祝金

加入者が本制度の保障期間中の61歳更新時に、一律3,000円の継続勤務祝金を支払います。

【継続勤務祝金を支払わない場合】

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは継続勤務祝金を支払いません。

- (1) 加入後3年未満の場合
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 本制度の61歳更新時に更新を行わなかった時

■ PET/CTがん検診助成金

加入者が西諫早病院にてPET/CTがん検診を受けられる場合、一律10,000円の助成金を支払います。

西諫早病院：長崎県諫早市貝津町3015

【PET/CTがん検診助成金を支払わない場合】

- (1) 加入者が健康保険の適用を受けての受診の場合
- (2) 加入後1年未満の場合

■ 人間ドック助成金

加入者が人間ドックを受けられる場合、一律3,000円の助成金を支払います。

【人間ドック助成金を支払わない場合】

- (1) 加入者が生活習慣予防検診と誤認して受診の場合
- (2) 加入後1年未満の場合
- (3) 人間ドック費用が3万円未満の場合

別表2

■ 病気入院見舞金の請求手続

加入者が病気入院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金・助成金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 事故通院見舞金の請求手続

加入者が災害通院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金・助成金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 通院の開始日及び終了日が証明できる診断書、通院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 結婚祝金の請求手続

加入者が結婚祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金・助成金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、結婚受理証明書等の原本又はその写し

■ 出産祝金の請求手続

加入者が出産祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金・助成金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 出産日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、住民票（続柄記載のあるもの）等の原本又はその写し、もしくは母子手帳、健康保険証（続柄記載のあるもの）の写し

■ 日商検定祝金の請求手続

加入者が検定祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金・助成金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次の書類を添付してください。

- 合格証書、合格証明書の写し

■ 継続勤務祝金の請求手続

加入者が継続勤務祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金・助成金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 年齢が確認できる運転免許証、健康保険証等の写し

■ PET/CTがん検診助成金の請求手続

加入者が助成金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金・助成金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次の書類を添付してください。

- 領収書の写し

※商工会議所は病気入院見舞金・事故通院見舞金の請求手続に際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。

別表2

※商工会議所は各見舞金・祝金の請求手続に際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。

■ 人間ドック助成金の請求手続

加入者が助成金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金・助成金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。なお、請求時には次の書類を添付してください。

●領収書の写し

※商工会議所は病気入院見舞金・事故通院見舞金の請求手続に際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。

※商工会議所は各見舞金・祝金の請求手続に際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。